令和８年（フ）第１０６号
宮崎県小林市野尻町東麓2508番地１、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字植木746番地　レオパレスポアソルテ215号
債務者　日髙　誠哉
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第４７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字春日１番地６（よしながアパート201号）
債務者　田渕クミ子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第２５２号
沖縄県うるま市石川東山二丁目21番14号
債務者　幸地　真矢
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２８号
福井県大飯郡おおい町本郷51号５番地１　エル・セレーノ本郷　401、前住所福井県小浜市青井第22号37番地　リライアンス・アオイ202
債務者　石井　亜紀（旧姓小林）
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第４１号
福井県敦賀市中央町１丁目10番17―102号マリー中央、前住所福井県小浜市後瀬町５番29号　芝浦社宅103Ａ
債務者　木村　浩之
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第８５５号
京都市伏見区久我本町３番地40　コーポポルスター403号
債務者　吉田　令奈
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８９９号
京都府相楽郡精華町大字菱田小字八講田30番地26
債務者　山口　和也
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８５５号
広島県大竹市御園２丁目９番５の303号　市営御園５号アパート
債務者　寺岡　春男
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０５号
福島県郡山市安積町荒井字大池56番地の１シニアパンション郡山・安積
債務者　高橋　純一（法定代理人保佐人高野正幸）
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第５４２号
東京都八王子市横川町639番地７
債務者　湯田実智代（旧姓祝）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６８４号
東京都立川市柏町１丁目12番地都営柏町アパート４棟104号
債務者　金田　益美
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９９５号
東京都府中市住吉町４丁目７番地の16メゾン武蔵野201
債務者　滝澤　仁美
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０２０号
東京都立川市砂川町７丁目49番地の11ＨＩマンション202号
債務者　飯塚　　実
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２２５号
東京都日野市日野本町７丁目６番地の37パストラル大野105
債務者　脇田　佳昭
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２２９号
東京都小平市花小金井２丁目13番３号アネックス花小金井108号
債務者　水野　綾音
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２７９号
東京都府中市北山町３丁目23番地の３ハイム越野202
債務者　田村百合子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部